重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険による訪問看護

令和８年１１月１日現在

当事業所は、利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令等に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１　事業者（法人）の概要

法人名	株式会社フィリア・ココ
法人所在地	神奈川県横浜市金沢区並木３－６－４
代表者	代表取締役　篠田　愛実

２　事業所の概要

事業所名	ココ訪問看護ステーション
所在地	神奈川県横浜市金沢区並木３－６－２－２０３
電話／FAX	TEL ０４５－７８５－８８２２　／　FAX ０４５－７８５－８８２１
管理者	篠田　愛実（看護師）
介護保険事業所番号	１４６０８９０３７６（訪問看護・介護予防訪問看護）
訪問看護ステーションコード	０８９０３７６（医療保険）
開設年月日	令和５年４月１日

３　事業の目的及び運営方針

（１）事業の目的　要介護状態、要支援状態又は疾病等により居宅で療養する方に対し、主治医の指示に基づいて適正な訪問看護を提供し、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援することを目的とします。

（２）運営方針　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。主治医、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等と密接に連携し、総合的なサービス提供に努めます。また、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

４　職員体制

職種	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者（看護師兼務）	１名	－	１名	従業者と業務の一元的な管理、看護業務
看護師	２名	２名	４名	訪問看護の提供、訪問看護計画書・報告書の作成
理学療法士	１名	－	１名	リハビリを中心とした訪問看護の提供、計画書・報告書の作成（看護職員と連携）※令和８年１２月１日から
事務職員	－	１名	１名	請求事務、電話受付等
合計	**４名**	**３名**	**７名**	

5　営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）
営業時間	９：００～１８：００
２４時間対応	２４時間対応体制（緊急時訪問看護加算・２４時間対応体制加算）の契約者には、営業時間外・休業日にも電話で常時連絡がとれ、必要に応じて緊急訪問を行います。夜間・休日の連絡先は、契約者に別紙でお渡しします。

6　通常の事業の実施地域

実施地域	横浜市金沢区・磯子区・港南区、横須賀市、逗子市
要相談地域	横浜市神奈川区・中区・西区、葉山町

※上記以外の地域にお住まいの方もご相談ください。通常の実施地域外への訪問は、交通費をいただきます（「利用料金表」の交通費の欄のとおり）。

7　サービスの内容

主治医の指示に基づき、看護師又は理学療法士がご自宅を訪問し、次のサービスを行います。

① 病状・障害の観察と管理（バイタルサインの測定、服薬の確認等）

② 医療処置（褥瘡等の処置、カテーテル・ストーマの管理、点滴・注射、吸引、在宅酸素療法等の管理等）

③ 療養上の世話（清拭・洗髪・入浴介助等の清潔保持、食事・排泄の援助等）

④ リハビリテーション（日常生活動作の訓練、関節可動域訓練、福祉用具の活用の助言等）

⑤ ターミナルケア（終末期の苦痛の緩和、ご家族への支援）

⑥ 認知症の方への看護、療養生活や介護方法の相談・指導、ご家族への支援

理学療法士による訪問について

・理学療法士の訪問は、訪問看護の一環として、看護業務の一部をリハビリテーションを中心としたものとして行うものです。

・**看護職員によるアセスメント訪問**　理学療法士の訪問のみを利用する場合も、利用開始時、状態が変化したとき、及び少なくとも概ね3か月に1回、看護職員が訪問して状態の評価（アセスメント）を行います。この訪問も訪問看護として、看護師の所要時間に応じた利用料がかかります（例：介護保険で 30 分以上 1 時間未満の場合 823 単位、1 割負担 916 円）。

・訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士が連携して作成します。

・**介護保険での回数の数え方**　２０分を１回として数え、**週６回まで**です。

１回の訪問時間	**数える回数**	**週６回以内に収まる訪問**
２０分	１回	週６回まで
４０分	２回	週３回まで
６０分	３回	週２回まで

※１日に２回分を超える部分は減算されます（訪問看護 90/100、介護予防 50/100）。週６回を超える部分は介護保険の対象外となり、ご希望の場合は自費となります。介護予防訪問看護では、利用開始月から１２か月を超えると所定の減算があります。

・**医療保険の場合**　訪問時間にかかわらず１日につき定額で、原則として週３日までです（厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別訪問看護指示書の期間を除きます）。

8　介護保険と医療保険の適用

（1）要介護・要支援の認定を受けている方は、原則として介護保険が適用されます。

（2）次の場合は医療保険が適用されます。

・要介護・要支援の認定を受けていない方

・厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍、神経難病等）に該当する方

・主治医から特別訪問看護指示書が交付された期間（急性増悪時等、原則月１回・１４日以内）

（3）利用料は、本冊子の「利用料金表」のとおりです。利用者負担は、介護保険では介護保険負担割合証の割合（１割～３割）、医療保険では加入する保険の自己負担割合（１割～３割）となります。公費負担医療（指定難病、自立支援医療、生活保護、小児医療証、重度障害者医療証等）の対象となる方は、その制度に従った負担となります。

（4）介護保険の支給限度額を超えた分、及び要介護認定前などでいったん全額をお支払いいただいた分のうち保険給付の対象となる額は、手続により払い戻されます（償還払い）。

9　保険給付の対象とならない費用（全額自己負担）

項目	金額	内容
死後の処置料	15,000 円	在宅でお亡くなりになった際、ご家族の希望により死後の処置を行った場合
自費による訪問看護	1 時間につき 8,000 円	保険の対象とならない時間延長、付き添い等
交通費	原則無料	通常の実施地域外への訪問、及び自費による訪問看護の場合に限り、1 km あたり 30 円（往復）をいただきます（事前に説明し同意を得ます）
記録の写しの交付	1 枚 20 円	サービス提供記録等の写しの交付を希望された場合
キャンセル料	下記１１のとおり	利用者の都合による前日・当日のキャンセル
介護保険の支給限度額を超える利用	介護報酬告示上の額	区分支給限度額を超えて利用を希望される場合（10 割負担）
衛生材料等	請求なし	衛生材料等の実費はいただきません

※上記の費用に消費税はかかりません。

１０　利用料のお支払い方法

毎月、前月分（月末締め）を１５日までにご請求しますので、２５日までにお支払いください。

お支払い方法は、原則として**現金**又は**当事業所指定口座へのお振込み**とさせていただいています。なお、口座からの引き落としは、諸事情により現在お取扱いを停止しております。ご了承ください。

・お振込みの際の振込手数料は、ご利用者様のご負担となります。

・ご家族等の代理の方がお振込みされる場合も、振込人名義は**ご利用者様のお名前**でお願いします。

お支払いを確認した後、領収証をお渡しします。医療保険分は明細書を無料で発行します。

１１　サービスの中止・変更・キャンセル

利用の中止・変更は、利用予定日の前日１７時までに事業所（TEL ０４５－７８５－８８２２、受付 ９：００～１７：００）へご連絡ください。利用者のご都合でキャンセルされる場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、体調の急変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は不要です。

ご連絡の時期	キャンセル料
利用予定日の前々日まで	無料
利用予定日の前日	当日予定していたサービスの利用者負担額の５０％
利用予定日の当日	当日予定していたサービスの利用者負担額の１００％

１２　緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに主治医に連絡して指示を受け、必要な措置を講じます。主治医と連絡がとれない場合は、救急搬送等の措置を講じます。あわせて、緊急連絡先及び居宅介護支援事業者等に連絡します。

主治医	**医療機関名**	
	医師名・電話	
緊急連絡先	**氏名（続柄）**	
	電話	

１３　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業者及び市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。事故の状況と処置は記録し、再発防止に努めます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険（訪問看護事業者特約条項を含む）

１４　相談・苦情の窓口

ココ訪問看護ステーション	担当：篠田　愛実（管理者） TEL ０４５－７８５－８８２２　FAX ０４５－７８５－８８２１ 受付：月曜日～土曜日　９：００～１８：００
横浜市金沢区役所 高齢・障害支援課	TEL ０４５－７８８－７８６８
横浜市 はまふくコール （高齢者施設等苦情相談受付窓口）	TEL ０４５－２６３－８０８４ 受付：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	TEL ０４５－３２９－３４４７
横浜市以外にお住まいの方	お住まいの市町村の介護保険担当窓口（横須賀市・逗子市・葉山町）

※苦情を申し出たことを理由に、不利益な取扱いをすることはありません。

１５　虐待の防止

虐待の発生と再発を防止するため、虐待防止検討委員会の定期的な開催、虐待防止のための指針の整備、従業者への研修（年１回以上）を行い、担当者を置きます。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者　篠田　愛実

１６　身体的拘束等の適正化

利用者又は他の者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ず行う場合は、その態様・時間・心身の状況・理由を記録し、ご本人・ご家族に説明します。

１７　感染症対策及び業務継続計画（BCP）

感染症の予防とまん延防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を行います。また、感染症や自然災害が発生した場合でもサービスを継続できるよう業務継続計画を策定し、研修・訓練を定期的に行います。災害時の対応は、本冊子の「災害・有事発生時の事業所の対応について」でご説明します。

１８　ハラスメントの防止

職員が安心して質の高いサービスを提供できるよう、ハラスメント対策に取り組んでいます。利用者・ご家族からの身体的な暴力、威圧的・侮辱的な言動、性的な言動等があった場合は、訪問の一時中止、複数名での訪問等の対応をとることがあり、改善されない場合は契約を解除することがあります。

１９　秘密保持と個人情報の取扱い

事業者と従業者は、業務上知り得た利用者とご家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません（従業者の退職後も同様です）。個人情報は、本冊子の「個人情報使用同意書」で同意をいただいた範囲で使用します。

２０　サービス提供記録の保存と開示

サービス提供の記録は、その完結の日から５年間保存します。利用者は、営業時間内に記録を閲覧し、写しの交付（実費）を受けることができます。

２１　第三者評価の実施状況

実施の有無	あり
直近の実施年月日	令和８年１０月１８日
評価機関名	関東信越厚生局　審査課
評価結果の開示状況	神奈川県訪問看護ステーション協会、関東信越厚生局及び横浜市指定情報公表センターにて公表

２２　医療保険の資格確認と明細書

（１）オンライン資格確認　医療保険で訪問看護を利用する際は、マイナ保険証又は資格確認書等で保険資格を確認します。訪問時に専用の端末でマイナ保険証を読み取り、確認させていただくことがあります。

（２）明細書の発行　医療保険分の利用料については、個別の費用ごとの明細書を無料で発行します。発行を希望されない場合はお申し出ください。

２３　サービス利用にあたっての留意事項

（１）訪問看護員は、主治医の指示及び訪問看護計画に定められた業務以外は行えません。

（２）サービス提供に必要な水道・ガス・電気等は、無償で使用させていただきます。事業所への連絡のため、電話をお借りする場合があります。

（３）訪問看護員への金品や飲食物のお心遣いは、ご遠慮ください。

（４）担当の訪問看護員の交替を希望される場合は、事業所にお申し出ください。ただし、特定の訪問看護員を指名することはできません。なお、訪問時間は交通事情等により前後することがあります。